

あきたスタートアップ企業育成事業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、県内からのスタートアップ創出に向けて、県内の事業者や起業前の若者（学生を含む。以下「県内企業等」という。）に対して、起業家・スタートアップとの交流機会や先輩起業家によるメンタリング機会を提供することで、起業・スタートアップへの挑戦意欲を醸成するとともに、新たなスタートアップ候補を発掘し、将来のスタートアップ創出につなげることを目的とする。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容等

本事業の業務内容は、県内企業等からのスタートアップ候補の発掘や、県内企業等の事業拡大に向けた、起業家・スタートアップとしてのマインドの醸成や、必要とされるスキルの獲得、県内企業等間の交流促進、学生を含む若者に対する起業・スタートアップへの挑戦意欲の醸成などとし、次のとおりとする。

（1）スタートアップ候補に対するメンタリング

①候補企業等の募集・選定

次の要件を充足する県内企業等（起業前の者を含む。）を対象に、公募によってスタートアップ候補を発掘し、県と調整の上、対象者（以下「候補企業等」という。）を5社以上選定すること。なお、公募の実施に当たっては、県と協力し広く周知を行うこと。

- ・強い成長意欲を有していること
- ・成長性のある事業計画を有していること
- ・起業後おおむね10年以内、又は起業の計画をしていること

②メンターの選定

次の要件を充足する起業経験者等を対象に、メンターを選定すること。なお、候補企業等の事業分野や抱える課題等を考慮し、候補企業等にとって効果的なメンターを適切に配置すること。

- ・起業者又は経営者として経験があること
- ・経営者や起業者等に対するメンタリングや指導等の、相当の経験を有していること

③メンタリングの実施

令和7年7月から令和8年3月までの間を目処に、各候補企業等に対し5回以上のメンタリングを実施すること。実施に当たっては、対面、オンライン等の形態は問わないが、候補企業等にとって効果的で、利便性の高い実施形態とすること。

事前に候補企業等にヒアリングを行い、現状に即した適切な内容を、計画的に実施すること。

【メンタリング内容の例】

- ・起業家、スタートアップとして必要なマインドセット
- ・候補企業等の事業に関する課題整理・分析
- ・自身、事業が目指す姿や目標の設定
- ・候補企業等に類似した成功事例の紹介
- ・事業の成長に向けた人的ネットワーク形成の支援、情報提供

(2) スタートアップ企業やベンチャーキャピタル等との交流

候補企業等を主な対象として、スタートアップ企業やベンチャーキャピタル等との、交流・マッチングにつながるイベント等を開催すること。

【イベント等内容の例】

- ・スタートアップ経営者によるセミナー
- ・ベンチャーキャピタルを講師とした勉強会
- ・スタートアップやベンチャーキャピタルとのマッチングイベント

(3) 学生の起業・スタートアップへの挑戦意欲の醸成を目的とするイベント

起業・スタートアップに関心を持つ学生等を主な対象とし、起業・スタートアップへの挑戦意欲の醸成につながるイベントを次の内容により開催すること。イベント開催による効果が持続し、継続的に参加者等の交流が生まれるよう工夫すること。なお、参加人数30名程度の開催規模を想定している。

- ・効果的な日時を提案し、県と協議の上、最終決定すること。

【イベント内容の例】

- ・起業家等による、成功事例に触れる機会の提供
- ・学校の枠を超えた、意欲のある学生同士の交流
- ・起業・スタートアップに関する支援策や最新事例等の情報提供及び認識の共有

（４）AKISTA（アキスタ）との連携

上記（１）から（３）の業務のいずれか又は全てにおいて、県が実施しているスタートアップ支援の取組「AKISTA」との効果的な連携方法について提案・実施すること。

【連携方法の例】

- ・オンライン相談窓口利用者へのメンタリングや指導の実施
- ・候補企業等とAKISTAプラットフォーム参加者の交流

※企画・運営にあたっては下記を参照のこと

- ・別紙１ 秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針
- ・秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-S-T-A」内
スタートアップ特設ページ (<https://a-sta.a-iju.jp/startup>)

（５）アンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、（１）から（３）の参加者等を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。なお、アンケート項目や実施時期などについては、県と調整の上、決定すること。

（６）企画提案における留意事項

- ①業務全体のスケジュール及び実施体制を示すこと。
- ②（１）について、想定されるメンター、メンタリングの実施手法及び内容等を示すこと。
- ③（２）について、本事業の趣旨と合致し、効果的と考えられる講師、内容及び手法等を示すこと。なお、セミナー、勉強会等の実施形態は問わない。

④（３）について、本事業の趣旨と合致し、効果的と考えられる時期、内容及び手法等を示すこと。

⑤事業目的に合致し、事業効果をより高めるような取組があれば、併せて提案すること。

4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、成果品その他県が指示する資料等を提出すること。なお、成果品には、メンタリングの実施内容記録及びアンケート調査の分析結果を含めること。

5 その他

- （１）業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- （２）本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- （３）受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- （４）本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- （５）成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- （６）受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- （７）本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。